

(別冊)

和歌山海区における  
定置漁業及び区画漁業の免許の  
内容たるべき事項及び申請期間等

和歌山県

## 目 次

定置漁業	.....	1
------	-------	---

### 区画漁業

わかめ養殖業	.....	3
ひろめ養殖業	.....	10
ひじき養殖業	.....	17
ひおうぎ垂下式養殖業	.....	18
あわび垂下式養殖業	.....	19
かき垂下式養殖業	.....	20
魚類小割式養殖業	.....	22
くろまぐろ小割式養殖業	.....	32
あわび地蒔式養殖業	.....	36

定置漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の場所の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第2号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町、通称逢井、黒島の庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から96° - 29' 100mの点 イ 基点第97号から276° - 29' 100mの点 ウ イから219° - 29' 800mの点 エ アから189° - 29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町の内通称逢井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第3号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町、通称逢井、仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から100° - 29' 100mの点 イ 基点第99号から280° - 29' 100mの点 ウ イから219° - 29' 800mの点 エ アから189° - 29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町の内通称逢井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第4号	有田市千田地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西蔭の突端に設置した標識 ア 基点第101号から127° - 29' 100mの点 イ 基点第101号から307° - 29' 100mの点 ウ イから233° - 29' 800mの点 エ アから214° - 29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第6号	西牟婁郡白浜町榑地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第240号 西牟婁郡白浜町榑地先、大赤島中央部に設置した標識 ア 基点第240号から257° - 03' 1,190mの点 イ 基点第240号から221° - 32' 530mの点 ウ 基点第240号から212° - 19' 700mの点 エ 基点第240号から215° - 19' 900mの点 オ 基点第240号から237° - 48' 1,510mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町榑	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第8号	東牟婁郡串本町檜野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町檜野、黒鼻、通称オオジマのアラサ魚見台東端に設置した標識 ア 基点第281号から351° - 07' 170mの点 イ 基点第281号から66° - 28' 312mの点 ウ 基点第281号から127° - 08' 105mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町檜野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第9号	東牟婁郡串本町檜野地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	漁場の区 次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 基点第282号から259°-38'250mの点 基点第282号から347°-01'612mの点 基点第282号から332°-38'660mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町檜野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第10号	東牟婁郡串本町檜野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区 次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 基点第282号から32°-23'270mの点 基点第282号から309°-08'240mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町檜野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第11号	東牟婁郡串本町田原地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 東牟婁郡串本町田原字荒船地先、立石南端普養池北角に設置した標識 基点第305号から188°-00'758mの点 基点第305号から149°-00'444mの点 基点第305号から137°-00'1,480mの点 基点第305号から155°-00'1,602mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第12号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	漁場の区 次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎突端、山見跡展望台下に設置した標識 基点第320号から340°-34'500mの点 基点第320号から68°-34'1,200mの点 基点第320号から40°-34'1,400mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第13号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	雑魚定置漁業	5月1日から12月31日まで	漁場の区 次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第321号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎北端岩壁、ムシロ岩頂上に設置した標識 基点第321号から308°-34'360mの点 基点第321号から8°-34'420mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第14号	東牟婁郡那智勝浦町大字久井地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 東牟婁郡那智勝浦町大字久井、上野山見崎に設置した標識 基点第353号から158°-11'550mの点 基点第353号から140°-37'2,180mの点 基点第353号から98°-22'1,960mの点 基点第353号から48°-35'1,030mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字久井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

わかめ養殖業

番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第104 号	和歌山市雑賀崎 賀崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第367号 和歌山市雑賀崎、番所ノ鼻に設置した標識 基点第367号から244' -00' 260mの点 基点第367号から225' -50' 255mの点 基点第367号から227' -40' 390mの点 基点第367号から239' -10' 395mの点	区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市雑賀崎	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第106 号	和歌山市新 和歌浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 和歌山市新和歌浦、沖の蓬葉岩中央部に設置した標識 基点第25号から239' -25' 232mの点 基点第25号から226' -20' 242mの点 基点第25号から231' -15' 333mの点 基点第25号から240' -40' 326mの点	区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市新和歌 浦	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第107 号	海南市冷水 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 基点第49号から92' -30' 62mの点 基点第49号から71' -15' 312mの点 基点第49号から57' -55' 314mの点 基点第49号から28' -30' 71mの点	区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市 (海南市 下津町を除く。)	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第108 号	海南市冷水 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 基点第49号から198' -40' 74mの点 基点第49号から293' -30' 120mの点 基点第49号から254' -10' 280mの点 基点第49号から224' -25' 262mの点	区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市 (海南市 下津町を除く。)	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第109 号	海南市下津 町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 基点第50号から280' -32' 340mの点 基点第50号から263' -44' 549mの点 基点第50号から242' -23' 512mの点 基点第50号から243' -36' 259mの点	区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町塩 津	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の名称	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第116号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 日から翌 年4月30日 日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 基点第65号から161°-00' 207mの点 基点第65号から340°-36' 75mの点 基点第65号から274°-45' 182mの点 基点第65号から218°-52' 436mの点 基点第65号から206°-26' 491mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30日 日間	海南市下津町大崎、方	平成30年 9月1日 日から平成 35年8月31 日まで	
和特区 第117号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 日から翌 年4月30日 日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号 海南市下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識 基点第61号から272°-05' 233mの点 基点第61号から87°-12' 173mの点 基点第61号から38°-15' 279mの点 基点第61号から313°-15' 320mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30日 日間	海南市下津町大崎、方	平成30年 9月1日 日から平成 35年8月31 日まで	
和特区 第118号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 日から翌 年4月30日 日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第63号 海南市下津町大崎、通称オサ磯に設置した標識 基点第63号から257°-55' 252mの点 基点第63号から70°-59' 247mの点 基点第63号から32°-27' 332mの点 基点第63号から295°-19' 344mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30日 日間	海南市下津町大崎、方	平成30年 9月1日 日から平成 35年8月31 日まで	
和特区 第121号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 日から翌 年4月30日 日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号 海南市下津町方、通称馬瀬に設置した標識 基点第68号から16°-24' 258mの点 基点第68号から35°-08' 127mの点 基点第68号から308°-33' 166mの点 基点第68号から332°-19' 280mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30日 日間	海南市下津町大崎、方	平成30年 9月1日 日から平成 35年8月31 日まで	
和特区 第125号	有田市港町地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 日から翌 年4月30日 日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上 600mの地点に設置した標識 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上 100mの地点に設置した標識 基点第84号から278°-30' 50mの点 基点第84号から278°-30' 100mの点 基点第83号から278°-30' 150mの点 基点第83号から278°-30' 50mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30日 日間	有田市高崎町 (通称逢井を除く。)、港町、 箕島	平成30年 9月1日 日から平成 35年8月31 日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地	区	存続期間	備考
和特区 第127号	有田市千田 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から232°-00' 208mの点 イ 基点第102号から258°-40' 180mの点 ウ 基点第102号から260°-30' 280mの点 エ 基点第102号から242°-00' 298mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市千田		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第128号	有田郡湯浅 町大字田地 先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主落突端に設置した標識 ア 基点第105号から163°-18' 50mの点 イ 基点第105号から240°-03' 205mの点 ウ 基点第105号から224°-38' 228mの点 エ 基点第105号から163°-18' 110mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町大 字田		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第129号	有田郡湯浅 町大字田地 先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤湾に設置した標識 ア 基点第106号から91°-10' 167mの点 イ 基点第106号から257°-40' 150mの点 ウ 基点第106号から230°-02' 183mの点 エ 基点第106号から117°-20' 196mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町大 字田		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第130号	有田郡湯浅 町大字田地 先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から335°-30' 367mの点 イ 基点第108号から335°-30' 276mの点 ウ 基点第108号から2°-10' 218mの点 エ 基点第108号から5°-07' 281mの点 オ 基点第108号から346°-00' 320mの点 カ 基点第108号から344°-30' 372mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町大 字田		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第131号	有田郡湯浅 町大字田地 先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から206°-25' 180mの点 イ 基点第108号から291°-10' 222mの点 ウ 基点第108号から291°-10' 84mの点 エ 基点第108号から224°-35' 192mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町大 字田		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	行政区	存続期間	備考
和特区第132号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒磐に設置した標識 基点第110号から203°-23'170mの点 イ 基点第110号から224°-18'162mの点 ウ 基点第110号から224°-18'350mの点 エ 基点第110号から232°-03'555mの点 オ 基点第110号から226°-06'572mの点 カ 基点第110号から214°-43'370mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	湯浅町大字	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第133号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 基点第112号から214°-27'94mの点 イ 基点第112号から274°-33'70mの点 ウ 基点第112号から263°-53'270mの点 エ 基点第112号から245°-28'275mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	湯浅町大字	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第134号	有田郡湯浅町毛無島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 有田郡湯浅町、毛無島に設置した標識 基点第113号から320°-53'100mの点 イ 基点第113号から56°-28'108mの点 ウ 基点第113号から148°-03'135mの点 エ 基点第113号から219°-23'125mの点 オ 基点第113号から204°-33'217mの点 カ 基点第113号から144°-03'277mの点 キ 基点第113号から53°-13'248mの点 ク 基点第113号から343°-33'184mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	湯浅町大字	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第135号	有田郡湯浅町苅藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 有田郡湯浅町、苅藻島、通称よこかゝるも北東端に設置した標識 基点第115号から46°-03'65mの点 イ 基点第115号から144°-03'242mの点 ウ 基点第115号から124°-03'285mの点 エ 基点第115号から59°-26'163mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	湯浅町大字	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第136号	有田郡湯浅町苅藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 有田郡湯浅町、苅藻島、通称たてかゝるも東端に設置した標識 基点第116号から108°-13'106mの点 イ 基点第116号から106°-39'280mの点 ウ 基点第117号から244°-33'70mの点 エ 基点第117号から212°-08'151mの点 オ 基点第117号から122°-37'337mの点 カ 基点第116号から132°-16'186mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	湯浅町大字	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区	存続期間	備考
和特区 第139号	有田郡広川町大字山本 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第119号 有田郡広川町大字山本、小浦船揚場護岸切れ目角（船揚小屋）に設置した標識 基点第119号から264' - 05' 152mの点 基点第119号から302' - 20' 270mの点 基点第119号から291' - 40' 315mの点 基点第119号から257' - 30' 221mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町大 字山本、西 広、唐尾	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第140号	有田郡広川町大字唐尾 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第126号 有田郡広川町大字唐尾、鈴子防潮堤南西端に設置した標識 基点第126号から242' - 55' 181mの点 基点第126号から352' - 25' 146mの点 基点第126号から327' - 27' 250mの点 基点第126号から269' - 45' 280mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町大 字山本、西 広、唐尾	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第141号	有田郡広川町大字唐尾 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第125号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤突端に設置した標識 基点第125号から353' - 00' 660mの点 基点第125号から331' - 45' 1,050mの点 基点第125号から336' - 15' 1,100mの点 基点第125号から358' - 00' 740mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町大 字山本、西 広、唐尾	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第143号	日高郡由良町大字衣奈 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 日高郡由良町大字衣奈、通称三ツ石に設置した標識 基点第135号から339' - 30' 363mの点 基点第135号から3' - 25' 452mの点 基点第135号から63' - 00' 285mの点 基点第135号から80' - 40' 105mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字三尾川、衣奈	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第144号	日高郡由良町大字衣奈 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 基点第139号から55' - 40' 1,680mの点 基点第139号から64' - 30' 1,655mの点 基点第139号から63' - 25' 660mの点 基点第139号から42' - 50' 710mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字三尾川、衣奈	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		

番号	和特区	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
第145号	和特区	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 基点第137号から311° - 10' 70mの点 基点第137号から290° - 30' 100mの点 基点第137号から330° - 20' 325mの点 基点第137号から339° - 30' 315mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	区域	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで		
第147号	和特区	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 基点第137号から317° - 50' 750mの点 基点第137号から318° - 30' 600mの点 基点第137号から309° - 55' 595mの点 基点第137号から311° - 04' 750mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	区域	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで		
第148号	和特区	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 基点第137号から4° - 25' 480mの点 基点第137号から352° - 30' 480mの点 基点第137号から354° - 40' 675mの点 基点第137号から3° - 00' 670mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	区域	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで		
第155号	和特区	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立巖蛙石に設置した標識 基点第153号から8° - 30' 180mの点 基点第153号から51° - 45' 265mの点 基点第153号から72° - 00' 210mの点 基点第153号から11° - 30' 83mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	区域	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで		
第156号	和特区	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉渡頂点に設置した標識 基点第154号から62° - 40' 410mの点 基点第154号から83° - 00' 530mの点 基点第154号から95° - 45' 448mの点 基点第154号から75° - 15' 293mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	区域	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで		

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	存続期間	備考
和特区第157号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大字大引、大瀨頂上に設置した標識 基点第155号から123° - 35' 559mの点 基点第155号から147° - 07' 830mの点 基点第155号から157° - 00' 730mの点 基点第155号から132° - 10' 406mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第163号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 基点第137号から311° - 10' 70mの点 基点第137号から341° - 00' 450mの点 基点第137号から2° - 40' 450mの点 基点第137号から48° - 00' 135mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第164号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈、通称トビ崎に設置した標識 基点第134号から0° - 00' 440mの点 基点第134号から27° - 55' 285mの点 基点第134号から274° - 58' 205mの点 基点第134号から301° - 15' 392mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第165号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先突端に設置した標識 基点第345号から108° - 20' 115mの点 基点第345号から119° - 25' 205mの点 基点第345号から130° - 28' 203mの点 基点第345号から129° - 16' 104mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第166号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 基点第344号から252° - 15' 88mの点 基点第344号から231° - 30' 81mの点 基点第344号から231° - 00' 96mの点 基点第344号から248° - 30' 104mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

ひろめ養殖業

番号	和特区	魚場の位置	漁業種別	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
第201号	和特区	田辺市磯間 地先	第一種区画漁業	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第202号から124° - 35' 22.5mの点 基点第202号から143° - 00' 30.5mの点 基点第202号から152° - 10' 27.5mの点 基点第202号から132° - 50' 18.5mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
第202号	和特区	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第202号から191° - 30' 1.490mの点 基点第202号から186° - 50' 1.700mの点 基点第202号から188° - 20' 1.720mの点 基点第202号から193° - 20' 1.520mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
第204号	和特区	田辺市磯間 地先	第一種区画漁業	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第202号から322° - 40' 12.5mの点 基点第202号から299° - 20' 11.0mの点 基点第202号から297° - 50' 23.0mの点 基点第202号から309° - 30' 24.0mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
第205号	和特区	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第202号から192° - 00' 1.420mの点 基点第202号から193° - 20' 1.520mの点 基点第202号から201° - 05' 1.450mの点 基点第202号から199° - 20' 1.350mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
第208号	和特区	東牟婁郡申 本町和深 地先	第一種区画漁業	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日 から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡申本町和深、旧熊野交通「安指」バス停前の岩に 設置した標識 基点第375号から219° - 21' 7.4mの点 基点第375号から245° - 35' 10.4mの点 基点第375号から219° - 23' 20.4mの点 基点第375号から205° - 23' 19.1mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡申本町 和深、田辺、有 田、高富、二田 色、瀬岬、田 雲、申本、サン ゴ台、鵜野川		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元	地区	存続期間	備考
和特区 第209 号	東牟婁郡串本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第376号 東牟婁郡串本町江田、田子漁港突堤先端に設置した標識 基点第377号から189° -21' 100mの点 基点第376号から205° -08' 109mの点 基点第376号から192° -33' 224mの点 基点第376号から184° -52' 220mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町、江 和深、田並、有、二 田、高富、潮岬、出 色、串本、サ、ン ゴ台、鷹野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第210 号	東牟婁郡串本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤先端に設置した標識 基点第377号から224° -29' 494mの点 基点第377号から232° -33' 481mの点 基点第377号から233° -12' 531mの点 基点第377号から225° -51' 543mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町、江 和深、田並、有、二 田、高富、潮岬、出 色、串本、サ、ン ゴ台、鷹野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第211 号	東牟婁郡串本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤先端に設置した標識 基点第377号から220° -30' 267mの点 基点第377号から279° -35' 123mの点 基点第377号から280° -05' 143mの点 基点第377号から224° -10' 277mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町、江 和深、田並、有、二 田、高富、潮岬、出 色、串本、サ、ン ゴ台、鷹野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第212 号	東牟婁郡串本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤先端に設置した標識 基点第377号から86° -07' 47mの点 基点第377号から199° -59' 5mの点 基点第377号から173° -46' 125mの点 基点第377号から149° -17' 133mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町、江 和深、田並、有、二 田、高富、潮岬、出 色、串本、サ、ン ゴ台、鷹野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第213 号	東牟婁郡串本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第378号 東牟婁郡串本町有田、有田漁港東護岸先端に設置した標識 基点第378号から299° -06' 85mの点 基点第378号から302° -28' 134mの点 基点第378号から263° -19' 189mの点 基点第378号から250° -24' 157mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町、江 和深、田並、有、二 田、高富、潮岬、出 色、串本、サ、ン ゴ台、鷹野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第214 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良、元島北東端に設置した標識 基点第196号から314° - 58' 60mの点 基点第196号から31° - 13' 90mの点 基点第196号から3° - 03' 180mの点 基点第196号から330° - 33' 170mの点	田辺市目良、元島北東端に設置した標識 基点第196号から314° - 58' 60mの点 基点第196号から31° - 13' 90mの点 基点第196号から3° - 03' 180mの点 基点第196号から330° - 33' 170mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第215 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島南東端突堤先端に設置した標識 基点第197号から116° - 03' 152mの点 基点第197号から173° - 03' 142mの点 基点第197号から155° - 03' 234mの点 基点第197号から125° - 33' 274mの点	田辺市目良、元島南東端突堤先端に設置した標識 基点第197号から116° - 03' 152mの点 基点第197号から173° - 03' 142mの点 基点第197号から155° - 03' 234mの点 基点第197号から125° - 33' 274mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第216 号	田辺市江川 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から245° - 42' 544mの点 基点第379号から251° - 02' 565mの点 基点第379号から262° - 19' 406mの点 基点第379号から255° - 46' 377mの点	田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から245° - 42' 544mの点 基点第379号から251° - 02' 565mの点 基点第379号から262° - 19' 406mの点 基点第379号から255° - 46' 377mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第217 号	田辺市江川 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から79° - 09' 500mの点 基点第379号から78° - 07' 319mの点 基点第379号から68° - 57' 326mの点 基点第379号から73° - 30' 505mの点	田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から79° - 09' 500mの点 基点第379号から78° - 07' 319mの点 基点第379号から68° - 57' 326mの点 基点第379号から73° - 30' 505mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第218 号	田辺市上屋 敷地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から96° - 42' 1, 286mの点 基点第379号から97° - 50' 1, 240mの点 基点第379号から92° - 31' 1, 185mの点 基点第379号から91° - 37' 1, 233mの点	田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 基点第379号から96° - 42' 1, 286mの点 基点第379号から97° - 50' 1, 240mの点 基点第379号から92° - 31' 1, 185mの点 基点第379号から91° - 37' 1, 233mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		



番号	漁場の位置	漁業の種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第219号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦榎ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から41° -18' 761mの点 イ 基点第207号から40° -56' 791mの点 ウ 基点第207号から44° -31' 801mの点 エ 基点第207号から45° -02' 771mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、 たきない町、神 島台	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第220号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から333° -45' 237mの点 イ 基点第213号から327° -00' 215mの点 ウ 基点第213号から320° -51' 258mの点 エ 基点第213号から326° -51' 277mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、 たきない町、神 島台	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第221号	東牟婁郡串 本町龍野川 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大木崎埋立地護岸北東端に設置した標識 ア 基点第274号から58° -14' 294mの点 イ 基点第274号から67° -47' 301mの点 ウ 基点第274号から80° -09' 158mの点 エ 基点第274号から61° -54' 144mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 龍野川	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第223号	東牟婁郡串 本町古座地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴気漁港基点に設置した標識 ア 基点第380号から157° -42' 257mの点 イ 基点第380号から162° -06' 279mの点 ウ 基点第380号から172° -49' 243mの点 エ 基点第380号から168° -47' 220mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 古座、中養、上 野山	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第225号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町、内ノ浦SFTマリン護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業の種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元	地区	存続期間	備考
和特区第226号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第202号から118° -00' 1, 470mの点 基点第202号から117° -00' 1, 500mの点 基点第202号から119° -10' 1, 535mの点 基点第202号から120° -00' 1, 520mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	区	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第227号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 基点第207号から111° -05' 285mの点 基点第207号から103° -10' 321mの点 基点第207号から107° -05' 344mの点 基点第207号から114° -30' 308mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	区	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第228号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところ 基点第219号から346° -15' 710mの点 基点第219号から32° -50' 300mの点 基点第219号から32° -50' 110mの点 基点第219号から327° -35' 650mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第229号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場の区	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第220号から130° -10' 530mの点 基点第229号から129° -10' 700mの点 基点第229号から149° -10' 660mの点 基点第229号から160° -05' 650mの点 基点第229号から160° -05' 570mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第230号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	漁場の区	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号から24° -30' 315mの点 基点第225号から74° -00' 210mの点 基点第225号から171° -40' 230mの点 基点第225号から74° -00' 150mの点 基点第225号から14° -15' 275mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第231 号	東牟婁郡串 本町串本 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基線第270号、ウ、基線第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基線第270号、東牟婁郡串本町、ケーンソイヤード北端角に設置した標識 基線第272号、東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点 ア 串本浅漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅漁場防波堤とケーンソイヤード岸壁との交点 ウ 基線第270号から320° - 30'の方位線と防波堤との交点 エ 基線第272号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内に576mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町、和深、田子、江田、田並、有田、高富、出雲、串本、大島、龜野川、野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中津、上野山、津、湊、上野山、田原、荷、		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第232 号	東牟婁郡串 本町串本 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎運立地護岸によって囲まれた区域 基線第273号、東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基線第273号から21° - 57' 75mの点 イ 基線第273号から103° - 10' 570mの点 ウ 基線第273号から82° - 49' 695mの点 エ 基線第273号から31° - 28' 437mの点	この区域内に200mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町、和深、田子、江田、田並、有田、高富、出雲、串本、大島、龜野川、野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中津、上野山、津、湊、上野山、田原、荷、		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第233 号	東牟婁郡那 智勝浦町大 字浦神地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基線第314号、東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基線第314号から177° - 25' 217mの点 イ 基線第314号から177° - 00' 227mの点 ウ 基線第314号から142° - 15' 234mの点 エ 基線第314号から141° - 40' 224mの点	この区域内に288mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第234 号	東牟婁郡那 智勝浦町大 字二河地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基線第338号、東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻突端に設置した標識 ア 基線第338号から59° - 33' 117mの点 イ 基線第338号から84° - 26' 145mの点 ウ 基線第338号から166° - 20' 72mの点 エ 基線第338号から185° - 20' 50mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区	存続期間	備考
和特区 第235 号	東牟婁郡那智勝浦町大字 字浜ノ宮地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第350号から2119° -05' 1, 235mの点 イ 基点第350号から217° -20' 1, 310mの点 ウ 基点第350号から223° -25' 1, 385mの点 エ 基点第350号から225° -20' 1, 315mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝 浦町大字二河、 湯川、天満、浜 ノ宮、橋ノ川、 川関、井関、市 野々		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第236 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突端に設置した標識 イ 基点第197号から116° -53' 97mの点 ウ 基点第197号から123° -41' 87mの点 エ 基点第197号から131° -42' 105mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第237 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突端に設置した標識 イ 基点第197号から125° -14' 114mの点 ウ 基点第197号から131° -14' 114mの点 エ 基点第197号から137° -12' 125mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町		平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

ひじき養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第311号	日高郡みなべ町塚地先	第一種区画漁業	ひじき養殖業	12月1日 から翌 年6月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° - 53' 94mの点 イ 基点第295号から160° - 45' 48mの点 ウ 基点第295号から109° - 14' 278mの点 エ 基点第295号から118° - 08' 290mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡みなべ町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第312号	東牟婁郡智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	ひじき養殖業	12月1日 から翌 年6月3 0日まで	漁場の区 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から215° - 00' 328mの点 イ 基点第343号から213° - 20' 400mの点 ウ 基点第343号から173° - 40' 464mの点 エ 基点第343号から168° - 45' 407mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡智勝 浦町大字築地、 勝浦、北浜、朝 日、天満	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	



ひおうぎ垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	存続期間	備考
和特区 第404号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第311号から337° -50' 350mの点 イ 基点第311号から331° -35' 490mの点 ウ 基点第311号から319° -50' 490mの点 エ 基点第311号から321° -15' 345mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第406号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第207号から170° -03' 173mの点 イ 基点第207号から174° -09' 200mの点 ウ 基点第207号から191° -34' 178mの点 エ 基点第207号から189° -48' 148mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、神たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第410号	西牟婁郡白浜町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第231号から113° -40' 410mの点 イ 基点第231号から113° -40' 1,010mの点 ウ 基点第231号から129° -45' 1,000mの点 エ 基点第231号から129° -45' 640mの点 オ 基点第231号から142° -00' 660mの点 カ 基点第231号から142° -00' 1,050mの点 キ 基点第231号から148° -00' 1,100mの点 ク 基点第231号から155° -40' 360mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第411号	東牟婁郡串本町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第264号から265° -32' 163mの点 イ 基点第264号から320° -26' 162mの点 ウ 基点第264号から313° -12' 217mの点 エ 基点第264号から272° -53' 218mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高倉、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、龜野川	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



あわび垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第501 号	日高郡由良 町大字神谷 地先	第一種区画漁業	あわび垂下式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 日高郡由良町大字神谷、標高頂上に設置した標識 イ 基点第161号から59° - 1' 4" 265mの点 ウ 基点第161号から58° - 4' 7" 415mの点 エ 基点第161号から68° - 0' 7" 422mの点 基点第161号から73° - 4' 3" 275mの点	この区域内に魚 類小割式養殖と 併せ3,150 平方メートルを敷 設してはならな い	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字神谷	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで			

かき垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	存続期間	備考
和特区 第601 号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北真端に設置した標識 基点第207号から141° - 33' 10.8mの点 ア 基点第207号から170° - 03' 17.3mの点 イ 基点第207号から189° - 48' 14.8mの点 ウ 基点第207号から168° - 33' 61.1mの点 エ		なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、 たぎない町、神 島台	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第602 号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北真端に設置した標識 基点第207号から194° - 03' 70.0mの点 ア 基点第207号から202° - 23' 10.9mの点 イ 基点第207号から218° - 43' 10.5mの点 ウ 基点第207号から218° - 43' 6.3mの点 エ		なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、 たぎない町、神 島台	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第605 号	東牟婁郡那 智勝浦町大 字浦神地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 基点第314号から177° - 25' 21.7mの点 ア 基点第314号から177° - 00' 22.7mの点 イ 基点第314号から142° - 15' 23.4mの点 ウ 基点第314号から141° - 40' 22.4mの点 エ		なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝 浦町大字浦神、 下里、粉臼、八 尺鏡野	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第607 号	和歌山市和 歌浦南地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第31号 和歌山市和歌浦中、三折橋南西詰に設置した標識 基点第31号から167° - 53' 1, 042mの点 ア 基点第31号から166° - 16' 1, 038mの点 イ 基点第31号から165° - 41' 1, 097mの点 ウ 基点第31号から167° - 14' 1, 102mの点 エ		なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市新和歌 浦	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第608 号	海南市冷水 地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 基点第49号から92° - 30' 62.2mの点 ア 基点第49号から71° - 15' 31.2mの点 イ 基点第49号から57° - 55' 31.4mの点 ウ 基点第49号から28° - 30' 71.1mの点 エ		なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市(海南市 下津町を除く。)	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第609 号	海南市下津 町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 基点第50号から234° - 09' 935mの点 基点第50号から239° - 38' 996mの点 基点第50号から236° - 46' 1,061mの点 基点第50号から231° - 59' 998mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町塩 津	海南市下津町塩 津	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第610 号	海南市下津 町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 基点第53号から61° - 19' 822mの点 基点第53号から56° - 12' 390mの点 基点第53号から104° - 18' 334mの点 基点第53号から83° - 22' 726mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町塩 津	海南市下津町塩 津	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第611 号	海南市下津 町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 基点第50号から280° - 32' 340mの点 基点第50号から263° - 44' 549mの点 基点第50号から242° - 23' 512mの点 基点第50号から243° - 36' 259mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町塩 津	海南市下津町塩 津	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第612 号	海南市下津 町大崎地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 基点第65号から161° - 00' 207mの点 基点第65号から340° - 36' 75mの点 基点第65号から274° - 45' 182mの点 基点第65号から218° - 52' 436mの点 基点第65号から206° - 26' 491mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町大 崎、方	海南市下津町大 崎、方	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第613 号	真牟婁郡那智勝浦 町大字二河地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻突端に設置した 標識 基点第338号から59° - 33' 117mの点 基点第338号から84° - 26' 145mの点 基点第338号から166° - 20' 72mの点 基点第338号から185° - 20' 50mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	真牟婁郡那智勝 浦町大字二河、 湯川、天満、浜 ノ宮、橋ノ川、 川関、井関、市 野々	真牟婁郡那智勝 浦町大字二河、 湯川、天満、浜 ノ宮、橋ノ川、 川関、井関、市 野々	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

魚類小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区第702号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 基点第297号から114° -05' 164mの点 基点第297号から57° -10' 28mの点 基点第297号から40° -40' 100mの点 基点第297号から61° -10' 202mの点 基点第297号から75° -50' 243mの点	この区域内に4,762平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで				
和特区第703号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 基点第297号から84° -30' 316mの点 基点第297号から66° -10' 231mの点 基点第297号から63° -30' 251mの点 基点第297号から73° -10' 390mの点	この区域内に1,725平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで				
和特区第704号	日高郡由良町大字戸津井地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第146号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤基部に設置した標識 基点第146号から297° -37' 360mの点 基点第146号から309° -00' 255mの点 基点第146号から280° -30' 236mの点 基点第146号から281° -40' 348mの点	この区域内に2,644平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字戸津井、小引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで				
和特区第705号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第160号 日高郡由良町大字神谷、由良港神谷泊地中防波堤新旧継目部に設置した標識 基点第160号から99° -25' 765mの点 基点第160号から104° -30' 780mの点 基点第160号から115° -00' 505mの点 基点第160号から107° -40' 475mの点	この区域内に2,100平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字神谷、吹井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで				
和特区第706号	日高郡日高町大字阿尾地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第170号 日高郡日高町大字阿尾、すずき岩突端に設置した標識 基点第170号から82° -30' 438mの点 基点第170号から85° -50' 465mの点 基点第170号から90° -35' 425mの点 基点第170号から87° -00' 400mの点	この区域内に50平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで				

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第707 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良、元島北東端に設置した標識 基点第196号から314° - 58' 60mの点 基点第196号から311° - 13' 90mの点 基点第196号から3° - 03' 180mの点 基点第196号から330° - 33' 170mの点	この区域内に2,750平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第708 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島南南端突堤先端に設置した標識 基点第197号から116° - 03' 152mの点 基点第197号から173° - 03' 142mの点 基点第197号から155° - 03' 234mの点 基点第197号から125° - 33' 274mの点	この区域内に3,560平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第709 号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 基点第207号から64° - 03' 58mの点 基点第207号から79° - 48' 79mの点 基点第207号から61° - 08' 108mの点 基点第207号から72° - 28' 130mの点 基点第207号から136° - 18' 104mの点 基点第207号から160° - 58' 54mの点	この区域内に1,350平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市新庄町、神 たきない町、神 島台	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第711 号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杵浪地区)東防波堤先端に 設置した標識 基点第216号から261° - 17' 140mの点 基点第216号から255° - 28' 94mの点 基点第216号から245° - 11' 102mの点 基点第216号から253° - 22' 146mの点	この区域内に250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第712 号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杵浪地区)東防波堤先端に 設置した標識 基点第216号から283° - 00' 600mの点 基点第216号から262° - 45' 280mの点 基点第216号から249° - 30' 350mの点 基点第216号から274° - 15' 650mの点	この区域内に9,481平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	



番号	漁場の位置	漁業種	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第713 号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場 ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 イ 基点第231号から113° -40' 41.0mの点 ウ 基点第231号から113° -40' 1, 010mの点 エ 基点第231号から129° -45' 1, 000mの点 オ 基点第231号から129° -45' 640mの点 カ 基点第231号から142° -00' 660mの点 キ 基点第231号から142° -00' 1, 050mの点 ク 基点第231号から148° -00' 1, 100mの点 基点第231号から155° -40' 360mの点	この区域内に5 4, 462平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	西牟婁郡白浜町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで			
和特区 第714 号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場 ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところ イ 基点第219号に設置した標識 ウ 基点第219号から346° -15' 710mの点 エ 基点第219号から32° -50' 300mの点 基点第219号から32° -50' 110mの点 基点第219号から327° -35' 650mの点	この区域内に2 4, 750平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	西牟婁郡白浜町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで			
和特区 第715 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場 ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 イ 基点第220号から130° -10' 530mの点 ウ 基点第229号から129° -10' 700mの点 エ 基点第229号から149° -10' 660mの点 オ 基点第229号から160° -05' 650mの点 基点第229号から160° -05' 570mの点	この区域内に 6, 318平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	西牟婁郡白浜町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで			
和特区 第716 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場 ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 イ 基点第223号から24° -30' 315mの点 ウ 基点第225号から74° -00' 210mの点 エ 基点第225号から171° -40' 230mの点 オ 基点第225号から74° -00' 150mの点 基点第225号から14° -15' 275mの点	この区域内に1 1, 087平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	西牟婁郡白浜町	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで			



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第717号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2226号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第225号及び基点第222号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2221号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島にえ岸の鼻に設置した標識 基点第2222号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島ビクニシンの内側に設置した標識 基点第2223号 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第2224号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、ヴィラ古賀浦前の護岸角に設置した標識 基点第2225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 基点第2226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 基点第2227号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア 基点第2225号から基点第2221号の見通し線上107mの点 イ 基点第2225号から基点第2222号の見通し線上1107mの点 ウ 基点第2224号から基点第2223号の見通し線上1155mの点 エ 基点第2224号から基点第2223号の見通し線上90mの点 オ 基点第2225号から基点第2222号の見通し線上60mの点	この区域内に平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町、古賀浦、中、富田、榑、字名なし地区		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第718号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第2229号から63°-30'、230mの点 イ 基点第2229号から81°-00'、288mの点 ウ 基点第2229号から163°-30'、250mの点 エ 基点第2229号から182°-30'、180mの点	この区域内に平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町、古賀浦、中、富田、榑、字名なし地区		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第719号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第2228号から125°-06'、105mの点 イ 基点第2228号から141°-45'、270mの点 ウ 基点第2228号から152°-38'、270mの点 エ 基点第2228号から152°-38'、90mの点	この区域内に平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町、古賀浦、中、富田、榑、字名なし地区		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第720号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2227号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア 基点第2227号から72°-09'、265mの点 イ 基点第2227号から67°-39'、340mの点 ウ 基点第2227号から82°-55'、375mの点 エ 基点第2227号から89°-21'、305mの点	この区域内に平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町、古賀浦、中、富田、榑、字名なし地区		平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業の種類	漁業名称	漁業時期	漁場の揚	区域	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元	地区	存続期間	備考
和特区 第721 号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 基点第209号から256° - 09' 730mの点 基点第209号から208° - 05' 445mの点 基点第209号から206° - 34' 545mの点 基点第209号から228° - 09' 605mの点 基点第209号から222° - 15' 785mの点 基点第209号から241° - 33' 940mの点	漁場の揚	この区域内に3 0, 250平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、新庄 町、磯間、新庄 町、神島台、た きなない町、西牟 婁郡白浜町(旧 日置川町を除 く。)	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第722 号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 基点第209号から176° - 48' 880mの点 基点第209号から169° - 37' 1, 035mの点 基点第209号から179° - 11' 1, 195mの点 基点第209号から186° - 47' 1, 075mの点	漁場の揚	この区域内に1 2, 500平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、新庄 町、磯間、新庄 町、神島台、た きなない町、西牟 婁郡白浜町(旧 日置川町を除 く。)	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第724 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーンソイヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点 の防波堤上に設置した標識 串本浅海漁場防波堤とケーンソイヤード岸壁との交点 串本浅海漁場防波堤とケーンソイヤード岸壁との交点 基点第270号から320° - 30' の方位線と防波堤との交点 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	漁場の揚	この区域内にく ろまぐろ小割式 養殖と併せ3 6, 790平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、有、二、出 田、高富、三 色、高富、潮岬、サ 雲、串本、サ ゴ台、鷹野川、榎 大島、須江、神野 野、西向、姫川、中 伊串、姫、古座、津 湊、上野山、津 荷、田原	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第725 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 基点第273号から118° - 21' 540mの点 基点第273号から200° - 41' 75mの点 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	漁場の揚	この区域内にく ろまぐろ小割式 養殖と併せ2 4, 700平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、有、二、出 田、高富、三 色、高富、潮岬、サ 雲、串本、サ ゴ台、鷹野川、榎 大島、須江、神野 野、西向、姫川、中 伊串、姫、古座、津 湊、上野山、津 荷、田原	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元	地区	存続期間	備考
和特区 第726号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場のイ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 基点第279号から288° - 00' 85mの点 基点第279号から319° - 45' 120mの点 基点第279号から296° - 20' 245mの点 基点第279号から279° - 30' 230mの点	この区域内に2,625平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町大島	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第727号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場のイ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 基点第292号から356° - 40' 130mの点 基点第292号から326° - 30' 160mの点 基点第292号から241° - 00' 105mの点 基点第292号から192° - 00' 50mの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ3,600平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町大島	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第728号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場のイ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 基点第291号から14° - 10' 45mの点 基点第291号から3° - 10' 105mの点 基点第291号から327° - 00' 116mの点 基点第291号から302° - 00' 70mの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町大島	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第729号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場のイ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識 基点第290号から328° - 30' 280mの点 基点第290号から314° - 30' 348mの点 基点第290号から227° - 19' 297mの点 基点第290号から223° - 30' 178mの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ10,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町大島	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第732号	東牟婁郡串本町須江地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場のイ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江、影ノ浦、通称オヤボシに設置した標識 基点第288号から305° - 46' 40mの点 基点第288号から345° - 45' 82mの点 基点第288号から18° - 43' 75mの点 基点第288号から229° - 18' 20mの点	この区域内に576平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町須江	地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	区域	存続期間	備考
和特区 第734号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦、仏崎北端に設置した標識 基点第311号から292° -00' 42mの点 基点第311号から227° -20' 150mの点 基点第311号から242° -50' 272mの点 基点第311号から249° -50' 265mの点 基点第311号から254° -30' 465mの点 基点第311号から263° -20' 460mの点	この区域内にくまぐろ小割式養殖と併せ1, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦、下里、粉白、八尺鏡野	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第735号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦、仏崎北端に設置した標識 基点第311号から308° -30' 500mの点 基点第311号から298° -00' 373mの点 基点第311号から273° -35' 648mの点 基点第311号から283° -40' 728mの点	この区域内にくまぐろ小割式養殖と併せ1, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦、下里、粉白、八尺鏡野	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第736号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 基点第343号から57° -00' 370mの点 基点第343号から60° -30' 367mの点 基点第343号から56° -30' 218mの点 基点第343号から51° -05' 224mの点	この区域内に1, 440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第738号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先端に設置した標識 基点第345号から108° -20' 115mの点 基点第345号から119° -25' 205mの点 基点第345号から130° -28' 203mの点 基点第345号から129° -16' 104mの点	この区域内に1, 050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第739号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 基点第344号から252° -15' 88mの点 基点第344号から231° -30' 81mの点 基点第344号から231° -00' 96mの点 基点第344号から248° -30' 104mの点	この区域内に2, 88平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	



番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元	地区	存続期間	備考
和特区 第744 号	日高郡由良 町大字三尾 川地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号 有田郡広川町と日高郡由良町の境界に設置した標識 イ 基点第133号から314° - 45' 560mの点 ウ 基点第133号から319° - 55' 550mの点 エ 基点第133号から317° - 30' 450mの点 基点第133号から311° - 30' 465mの点	この区域内に5 00平方メートル を超えてはな らぬ	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字三尾川、衣奈	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第746 号	日高郡日高 町大字志賀 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港柏泊地防波堤基部に設置した 標識 イ 基点第168号から9° - 56' 330mの点 ウ 基点第168号から12° - 20' 281mの点 エ 基点第168号から341° - 36' 275mの点 基点第168号から343° - 36' 325mの点	この区域内に 1,440平方 メートルを超え てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡日高町	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第747 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 イ 基点第279号から354° - 56' 304mの点 ウ 基点第279号から3° - 05' 391mの点 エ 基点第279号から9° - 38' 377mの点 基点第279号から3° - 20' 280mの点	この区域内に 1,152平方 メートルを超え てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 大島	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第749 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲 まれた区域 ア 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 イ 基点第273号から21° - 57' 75mの点 ウ 基点第273号から103° - 10' 570mの点 エ 基点第273号から82° - 49' 695mの点 基点第273号から31° - 28' 437mの点	この区域内に くろまぐろ小割式 養殖と併せ1 6,920平方 メートルを超え てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、一 色、柳岬、出 雲、串本、サ ゴ台、鵜野川、 大島、須江、榎 野、西向、神野 川、姫、古座、中 伊串、古座、津 湊、上野山、津 荷、田原	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第752 号	日高郡由良 町大字神谷 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鷲島頂上に設置した標識 イ 基点第161号から258° - 00' 1,200mの点 ウ 基点第161号から253° - 20' 1,210mの点 エ 基点第161号から254° - 30' 1,400mの点 基点第161号から258° - 30' 1,380mの点	この区域内に 2,000平方 メートルを超え てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字神谷、吹井	区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第753号	日高郡日高町大字志賀地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港柏泊地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から43° -30' 680mの点 イ 基点第168号から47° -20' 670mの点 ウ 基点第168号から44° -00' 530mの点 エ 基点第168号から37° -40' 550mの点	この区域内に9,000平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から332° -45' 840mの点 イ 基点第139号から322° -00' 955mの点 ウ 基点第139号から320° -30' 915mの点 エ 基点第139号から331° -00' 795mの点	この区域内に1,000平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第756号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から215° -00' 328mの点 イ 基点第343号から213° -20' 400mの点 ウ 基点第343号から173° -40' 464mの点 エ 基点第343号から168° -45' 407mの点	この区域内に2,160平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第758号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町、内ノ浦SFTマリン護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	この区域内に1,440平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第759号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から95° -00' 380mの点 イ 基点第231号から103° -45' 780mの点 ウ 基点第231号から113° -40' 775mの点 エ 基点第231号から113° -40' 410mの点 オ 基点第231号から155° -40' 360mの点 カ 基点第231号から158° -45' 255mの点	この区域内に7,776平方メートルを超えて生質を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第760 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 基点第226号から245° - 00' 30mの点 基点第226号から245° - 00' 180mの点 基点第226号から273° - 20' 204mの点 基点第226号から317° - 20' 100mの点	この区域内にくまぐろ小割式養殖と併せて1, 440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第761 号	東牟婁郡那 智勝浦町大 字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 基点第314号から256° - 30' 342mの点 基点第314号から248° - 30' 639mの点 基点第314号から239° - 40' 628mの点 基点第314号から239° - 40' 328mの点	この区域内にくまぐろ小割式養殖と併せて2, 880平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝 浦町浦神、下 里、粉白、八尺 鏡野	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		
和特区 第762 号	日高郡由良 町大字神谷 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、蔦島頂上に設置した標識 基点第161号から59° - 14' 265mの点 基点第161号から58° - 47' 415mの点 基点第161号から68° - 07' 422mの点 基点第161号から73° - 43' 275mの点	この区域内にくまぐろ小割式養殖と併せて1, 050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字神谷	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで		

くろまぐろ小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	存続期間	備考
和特第801号	東牟婁郡串本町、大島地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から3月31日まで	1. 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤架端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から322° - 30' の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点 2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118° - 21' 540mの点 イ 基点第273号から200° - 41' 75mの点 ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点 3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356° - 40' 130mの点 イ 基点第292号から326° - 30' 160mの点 ウ 基点第292号から241° - 00' 105mの点 エ 基点第292号から192° - 00' 50mの点	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町、江和、田並、高富、田色、雲、大島、野川、伊湊、荷、	平成30年9月1日まで		

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
					4. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識							
					基点第291号	基点第291号から14° - 10' 45mの点							
					アイ	基点第291号から3° - 10' 105mの点							
					ウ	基点第291号から327° - 00' 116mの点							
					エ	基点第291号から302° - 00' 70mの点							
					5. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識							
					基点第290号	基点第290号から328° - 30' 280mの点							
					ア	基点第290号から314° - 30' 348mの点							
					イ	基点第290号から227° - 19' 297mの点							
					ウ	基点第290号から223° - 30' 178mの点							
					エ								
					6. 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域	東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識							
					基点第273号	基点第273号から21° - 57' 75mの点							
					ア	基点第273号から103° - 10' 570mの点							
					イ	基点第273号から82° - 49' 695mの点							
					ウ	基点第273号から31° - 28' 437mの点							
					エ								

番 号	和特 区 第 802 号	漁場 の 位 置	東牟婁郡串本町須江地 先	漁業 種 類	第一種区 面漁業	漁業 名 称	くろまぐ ろ小割式 養殖業	漁業 時 期	1月1日 から12 月31日 まで	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第2899号 東牟婁郡串本町須江、本網代の突端に設置した標識 基点第269号から63° - 10' 1, 171mの点 基点第269号から11° - 51' 1, 753mの点 基点第269号から43° - 31' 2, 342mの点 基点第289号から311° - 09' 420mの点 基点第289号から350° - 02' 188mの点 基点第289号から356° - 30' 133mの点 基点第289号から33° - 30' 76mの点 基点第289号から251° - 06' 58mの点 基点第269号から61° - 38' 2, 557mの点	制 限 又 は 条 件	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が111, 444.5平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することはない。 形状：円形 規格：直径30m 台数：69台 形状：円形 規格：直径20m 台数：4台 形状：長方形 規格：80m×48m 台数：16台 2. 当該漁業権に係る区画面漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりは、9, 300尾を超えてはならない。 3. 1の生簀の総面積のうち、2. 826平方メートル(形状：円形、規格：直径30m、台数：4台)で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	免 許 予 定 日	平成30年 9月1日	申 請 期 間	告示の日 から30 日間	地 元 地 区	東牟婁郡串本町鞆岬、出雲、串本、大島、野川、大島、須江、檜野	存 続 期 間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	備 考	
番 号	和特 区 第 803 号	漁場 の 位 置	西牟婁郡白浜町古賀補 地先	漁業 種 類	第一種区 面漁業	漁業 名 称	くろまぐ ろ小割式 養殖業	漁業 時 期	1月1日 から12 月31日 まで	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によってそれぞれ囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 基点第228号から125° - 06' 105mの点 基点第228号から141° - 45' 270mの点 基点第228号から152° - 38' 270mの点 基点第228号から152° - 38' 90mの点 基点第229号から63° - 30' 230mの点 基点第229号から81° - 00' 288mの点 基点第229号から163° - 30' 250mの点 基点第229号から182° - 30' 180mの点	制 限 又 は 条 件	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が2, 880平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することはない。 形状：正方形 規格：12m×12m 台数：20台 2. 当該漁業権に係る区画面漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	免 許 予 定 日	平成30年 9月1日	申 請 期 間	告示の日 から30 日間	地 元 地 区	西牟婁郡白浜町才野、中、字、舊田、椿、字、名なし地区	存 続 期 間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	備 考	

番号	和特区第804号	漁場の位置	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦神地先	漁業種類	第一種区画漁業	漁業名称	くろまぐろ小割式養殖業	漁業時期	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	1. 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦神、仏崎北端に設置した標識 基点第311号から292° - 00' 42mの点 基点第311号から227° - 20' 150mの点 基点第311号から242° - 50' 272mの点 基点第311号から249° - 50' 265mの点 基点第311号から254° - 30' 465mの点 基点第311号から263° - 20' 460mの点 2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦神、仏崎北端に設置した標識 基点第311号から308° - 30' 500mの点 基点第311号から298° - 00' 373mの点 基点第311号から273° - 35' 648mの点 基点第311号から283° - 40' 728mの点 3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 基点第314号から256° - 30' 342mの点 基点第314号から248° - 30' 639mの点 基点第314号から239° - 40' 628mの点 基点第314号から239° - 40' 328mの点	制限又は条件	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：12m×12m 台数：50台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	免許予定日	平成30年9月1日	申請期間	告示の日から30日間	地元地区	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦神、下里、粉白、八尺鏡野	存続期間	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	備考	
----	----------	-------	------------------	------	---------	------	-------------	------	----------------	-------	---	--------	---	-------	-----------	------	------------	------	---------------------------	------	-------------------------	----	--



あわび地蒔式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地域	存続期間	備考
和特区 第901 号	和歌山市加太地先	第三種区画漁業	あわび地蒔式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区	区域	制限又は条件	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市加太、 深山、大川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
					漁場	区域	制限又は条件					
					ア	アから270°-00'の方位線上500mの点	1. 敷長10センチメートルを超えて養成するものに限る。					
					イ	イから270°-00'の方位線上750mの点	2. 10月1日から11月30日までの期間は、放流用天然種苗の採捕をしてはならない。					
					ウ	ウから270°-00'の方位線上1,000mの点						
					エ	エから270°-00'の方位線上1,000mの点						
					オ	オから270°-00'の方位線上1,000mの点						
					ア	次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点第111号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域						
					イ	基点第9号 和歌山市加太、加太港第三防波堤新旧接続部に設置した標識						
					ウ	基点第10号 和歌山市加太、田倉塔灯台基部南西に設置した標識						
					エ	基点第11号 和歌山市加太、和歌山市磯の境界に設置した標識						
					オ	基点第9号から270°-00'の方位線と加太港第一防波堤西側岸壁との交点						

和歌山県報

平成三十年五月十一日

号外

別冊